

資 料 編

- 液状化被害等を考慮した「災害に係る住家の被害認定基準
運用指針」のより一層の見直しについて P 1

- 被災した住宅団地の市道等の面的一括災害復旧について
. P 4

- 土砂災害の復旧事業における採択基準の緩和（特例措置）
について P 6

- 既設公営住宅災害復旧費の取り扱い見直しについて
. P 9

国に対する要望事項

(土 木 部 河 川 課)

| | |
|-------------|---|
| 要望事項 | 液状化被害等を考慮した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」のより一層の見直しについて |
| 要望内容 | <p>本市においては、この度の東日本大震災により、液状化現象に見舞われた市街地が点在しており、道路をはじめ、上下水道やガスなど市民生活に直結するライフラインが寸断され、生活基盤に深刻な影響を受けるとともに、沈下や傾いた家屋に居住する市民からは、救済を求める声が数多く寄せられております。</p> <p>このようなことから、被災した多くの市民を救済・支援するため、被災者生活再建支援法が適用されますよう液状化による家屋の沈下や傾きなどの被害を考慮した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」のより一層の見直しについて要望するものです。</p> <p>液状化発生地区 いわき市小名浜、勿来、常磐、四倉地区 (平成 23 年 4 月 28 日現在)</p> |

液状化による被害状況



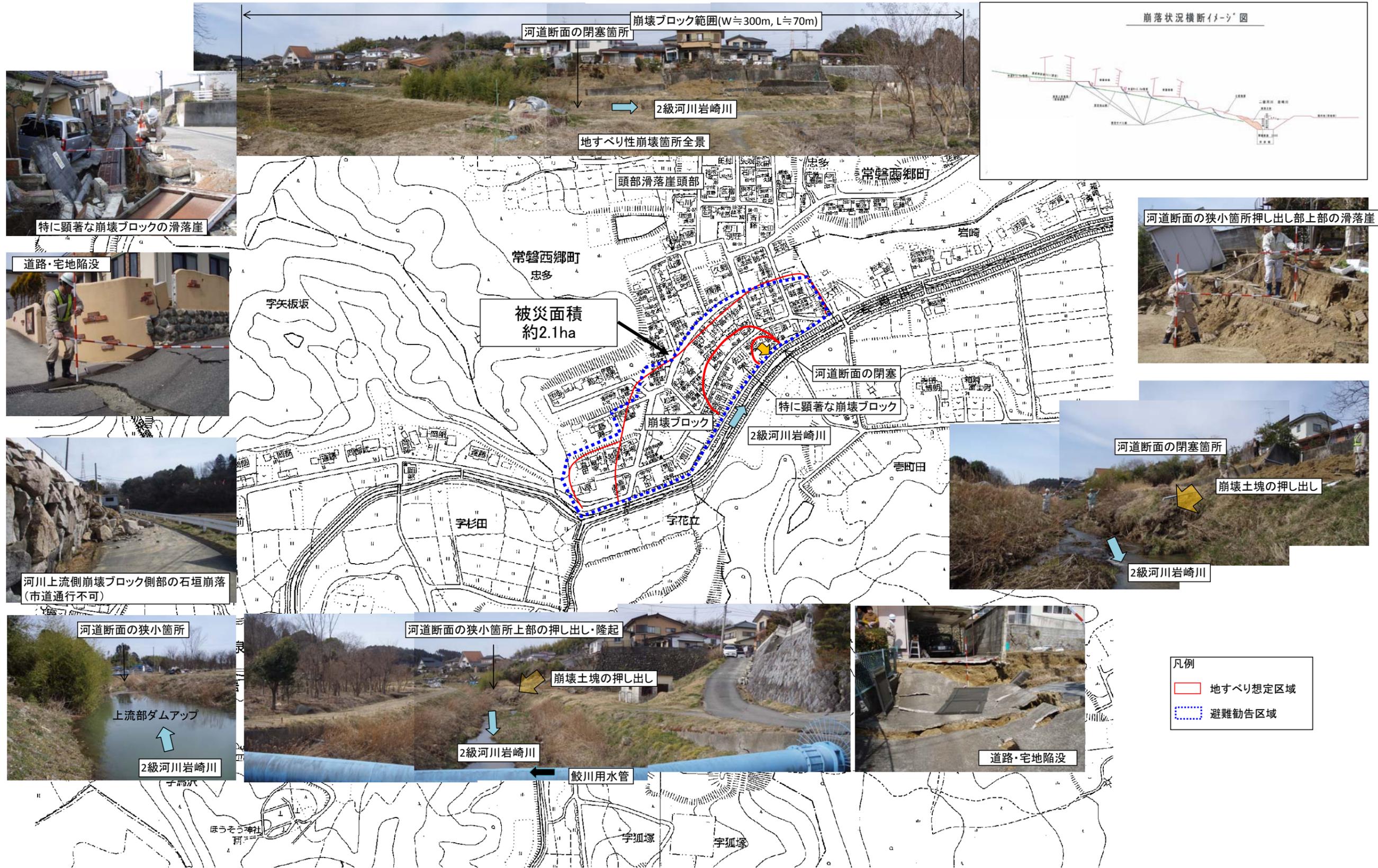


国に対する要望事項

(土 木 部 河 川 課)

| | |
|--------------------|--|
| <p>要望事項</p> | <p>被災した住宅団地の市道等の面的一括災害復旧について</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災において、本市では、震度 6 弱の強い地震に見舞われ、併せて強震の持続時間が非常に長く、多くの住宅団地で地震被害が発生しました。</p> <p>被害の状況としては、団地内市道が各所で被災し（忠多団地においては二級河川も被災）、あわせて宅地等の擁壁にも崩壊や傾き、亀裂が発生するとともに法面の崩壊も発生しております。</p> <p>今後、これらを復旧していく必要がありますが、単に市道のみを復旧を行うと、崩壊した団地内の宅地との間に段差が発生し市道としての機能が十分に確保できなくなるとともに、宅地部地盤の脆弱性が改善されず、今後の余震等による市道の二次的な被害にも繋がる恐れがあることから、市道の災害復旧にあたっては、宅地部も含め、従前の土地利用形態を踏まえた一体的な災害復旧を一括で採択し支援いただけますよう要望します。</p> <p>被災団地 常磐西郷町忠多地区 外 7 箇所（平成 23 年 4 月 28 日現在）</p> |

被災した住宅団地状況（事例地：常磐西郷町忠多地区）



国に対する要望事項

(土 木 部 河 川 課)

| | |
|-------------|--|
| 要望事項 | 土砂災害の復旧事業における採択基準の緩和（特例措置）について |
| 要望内容 | <p>本市においては、この度の東日本大震災により、丘陵地に形成された市街地において、急傾斜地の自然斜面に加え、宅地擁壁等の人工斜面や緩斜面地で、崩落・崩壊が発生し、住家が傾斜し、また崩落土砂等により住家が損壊したりなどの被害が多数発生しております。</p> <p>このようなことから、土砂災害の復旧に対する支援として、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、新潟中越地震の復興時に設けた特例措置以上の採択基準の緩和を要望するものです。</p> <p>土砂災害関係被災箇所数 170 箇所（平成 23 年 4 月 28 日現在）</p> |

被災状況

【勿来地区 自然斜面崩壊 保全対象戸数 1戸】



【平地区 人口斜面崩壊 保全対象戸数 5戸】



【平地区 民地間の人工斜面崩壊 高さ H= 2 m 保全対象戸数 2 戸 公共施設無し】



| | |
|--------------------|---|
| <p>要望事項</p> | <p>既設公営住宅災害復旧費の取り扱い見直しについて</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>1 施越工事の承認について</p> <p>公営住宅については、災害後も、入居者が速やかに正常な生活を営めるよう早急な補修の必要があることから、復旧工事も直ちに実施することとなります。</p> <p>これら復旧工事を補助対象とするためには、通常手続きの場合、査定を受け、補助金交付決定通知がなされた後に、工事着手となりますが、公営住宅においては、上記のとおり、直ちに復旧工事を行う必要があることから、通常の手続きでは間に合わず、施越工事の申請をし、国の承認後の着手での対応としております。</p> <p>しかしながら、災害直後は、承認申請をするための時間的な余裕がないこと、また、災害直後に復旧工事を着手せざるを得ないケースがほとんどであることから、施越工事の申請は、当面の復旧工事が概ね完了後でもよいこととし、併せて、承認日については、災害日（平成 23 年 3 月 11 日）に遡及する取扱いを要望します。</p> <p>2 補助対象要件について（戸当たり 11 万円以上）</p> <p>公営住宅災害復旧費の補助対象は、戸当たり 11 万円以上のものとされていますが、戸毎の補修・復旧工事の他、棟としての共同施設、附帯施設等の補修・復旧工事、団地としての共同施設、附帯施設等の補修・復旧工事、また、それぞれ建築工事、電気・給排水衛生設備工事、外構工事があり、算定が大変複雑で多大な手間を要すことになっております。</p> <p>（平成 23 年 4 月 26 日現在、施越工事対象とした団地数 58 団地、管理戸数約 2,400 戸）</p> <p>さらに、棟の住戸数や、団地の住戸数の違いから同程度の復旧工事でも、補助対象となる場合とならない場合が生じることとなっております。</p> <p>この様なことから、補助対象の算定方法については、住戸単位でなく、団地単位とし、また、補助額も申請額全額、若しくは申請額の 9 割とする等、簡略化を要望します。</p> |



